

# ○函館市電車乗車料金条例施行規程

昭和57年7月24日交通局規程第6号

## 改正

昭和59年7月24日交通局規程第7号  
昭和59年9月22日交通局規程第10号  
昭和60年4月13日交通局規程第6号  
昭和60年10月25日交通局規程第10号  
昭和61年9月6日交通局規程第10号  
昭和61年12月1日交通局規程第13号  
昭和62年3月25日交通局規程第3号  
昭和63年9月24日交通局規程第10号  
平成3年11月28日交通局規程第13号  
平成4年3月24日交通局規程第1号  
平成4年4月16日交通局規程第7号  
平成4年9月24日交通局規程第11号  
平成5年3月24日交通局規程第2号  
平成6年12月2日交通局規程第6号  
平成9年3月25日交通局規程第3号  
平成9年4月23日交通局規程第14号  
平成11年3月19日交通局規程第1号  
平成13年4月1日交通局規程第10号  
平成14年4月1日交通局規程第11号  
平成15年4月1日交通局規程第17号  
平成16年4月1日交通局規程第15号  
平成20年3月31日交通局規程第4号  
平成22年3月31日交通局規程第1号  
平成23年4月1日企業局規程第42号  
平成24年10月31日企業局規程第12号  
平成25年6月13日企業局規程第18号  
平成26年4月18日企業局規程第11号  
平成29年3月24日企業局規程第2号  
平成30年2月28日企業局規程第1号  
令和元年9月30日企業局規程第4号  
令和4年3月4日企業局規程第3号  
令和5年3月15日企業局規程第8号

函館市電車乗車料金条例施行規程（昭和44年函館市交通局規程第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規程は、函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（乗車料金および乗車券の種類等）

**第2条** 条例第3条第2項の規定に基づき、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める普通乗車料金は、次のとおりとする。

（1）大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）

ア 2キロメートルまでの乗車1回につき 210円

- イ 4キロメートルまでの乗車1回につき 230円
- ウ 7キロメートルまでの乗車1回につき 250円
- エ 7キロメートルを超える乗車1回につき 260円
- (2) 小児(小学生以下の者をいう。以下同じ。)
  - ア 2キロメートルまでの乗車1回につき 110円
  - イ 4キロメートルまでの乗車1回につき 120円
  - ウ 7キロメートルまでの乗車1回につき 130円
  - エ 7キロメートルを超える乗車1回につき 130円
- 2 条例第3条第3項の規定に基づき管理者が定める特別乗車料金の種類および金額は、別表のとおりとする。
- 3 条例第3条第5項の規定に基づき、管理者が定める貸切乗車料金は、1運行につき次のとおりとする。ただし、学校、児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で、小児が通学、通所、入所または利用するものが、その教育または保育の目的のために小児を乗車させる場合における貸切乗車料金は、貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合であっても、第2号に定める貸切乗車料金とする。
  - (1) 貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合 20,000円
  - (2) 貸切りに係る車両に乗車する者の半数以上が小児である場合 10,000円
- 4 条例第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券は、次のとおりとする。
  - (1) 乗継乗車券
  - (2) 定期乗車券
    - ア 普通定期乗車券
    - イ 学生等割引定期乗車券
    - ウ 乗継普通定期乗車券
    - エ 乗継学生等割引定期乗車券
    - オ 全線定期乗車券
    - カ 市電全線定期乗車券
    - キ 昼間割引全線定期乗車券
  - (3) 1日乗車券
  - (4) 市電1日乗車券
  - (5) 2日乗車券
  - (6) 市電24時間乗車券  
(乗車料金の割引)

**第3条** 条例第8条の規定に基づく乗車料金の割引は、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)が身体障害者手帳を提示した場合には、本人および同行の介護人
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所または知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者(以下「知的障害者等」という。)が療育手帳を提示した場合には、本人および同行の介護人
  - (3) 児童福祉法第12条の4および第41条から第44条までに規定する施設において養護または保護を受けている者(以下「養護児童」という。)および同行の付添人で市町村長の発行する所定の乗車料金割引証または当該施設の長の発行する証明書を提示した者
- 2 前項第1号および第2号に規定する介護人ならびに同項第3号に規定する付添人は、身体

障害者、知的障害者等または養護児童を安全迅速に乗降させるに適当な者であつて、かつ、同時に同一区間内を乗車するものでなければならない。

- 3 第1項に定めるもののほか、管理者は、区間もしくは期間を限り、または一定の利用者に対して、前条第1項に規定する普通乗車料金および同条第3項に規定する貸切乗車料金を割り引くことができる。

(定期乗車券の使用)

**第4条** 定期乗車券の使用については、次に定めるところによる。

- (1) 普通定期乗車券は、その氏名を券面に記載された者が記載された乗車区間（以下「記載乗車区間」という。）を乗車する場合に限り使用することができる。
- (2) 学生等割引定期乗車券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等に在籍する者および児童福祉法に規定する保育所に在籍する者（以下「学生等」という。）でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。
- (3) 乗継普通定期乗車券は、電車と管理者が定める他の乗合自動車（以下「他の自動車」という。）とを乗り継ぐ者でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。
- (4) 乗継学生等割引定期乗車券は、電車と他の自動車とを乗り継ぐ学生等でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。
- (5) 全線定期乗車券は、当該乗車券を持参する者が電車の全線および他の自動車について、その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。
- (6) 市電全線定期乗車券は、その氏名を券面に記載された者が電車の全線の乗車に使用することができる。
- (7) 昼間割引全線定期乗車券は、当該乗車券を持参する者が午前9時30分から午後4時までの間に電車の全線および他の自動車について、その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。

(定期乗車券の通用期間等)

**第5条** 定期乗車券の通用期間は、当該定期乗車券を購入しようとする者の申し出による通用期間開始の日から、暦に従い、1月間、3月間または6月間とする。ただし、継続購入に係る定期乗車券（以下「新定期乗車券」という。）の通用期間開始の日は、新定期乗車券を購入した日とし、その通用期間は、当該購入日において使用していた通用期間中の定期乗車券の当該購入日からその定期乗車券の通用期間が終了する日までの期間を新定期乗車券の通用期間に通算した期間とする。

(定期乗車券の乗車区間等)

**第6条** 普通定期乗車券、学生等割引定期乗車券、乗継普通定期乗車券および乗継学生等割引定期乗車券の使用者の乗車区間は、当該定期乗車券を購入しようとする者の申し出による区間とする。

**第7条** 削除

(定期乗車券等の提示)

**第8条** 条例第4条の規定に基づく乗車券および乗車券等の使用者は、降車するとき、または係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(乗車券の販売場所)

**第9条** 条例第4条の規定に基づく乗車券（乗継乗車券を除く。）および乗車券等ならびに株式会社ニモカが発行するnimocaカード（以下「nimocaカード」という。）は、その種類ごとに次の表に掲げる場所で販売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、そ

の他の場所で販売することができる。

種類	販売場所
市電1日乗車券およびn i m o c aカード	企業局交通部事業課，電車内および管理者が定める委託販売場所
定期乗車券	企業局交通部事業課および管理者が定める委託販売場所

(定期乗車券の販売開始日)

**第10条** 定期乗車券の販売は，通用期間開始の日の1月前の日から行う。ただし，管理者が必要と認めるときは，これを変更することができる。

(定期乗車券の購入方法)

**第11条** 定期乗車券を購入しようとする者は，定期乗車券購入申込書を提出しなければならない。

- 2 定期乗車券の券面記載事項に変更なく継続して購入しようとする者は，当該定期乗車券を提示または提出しなければならない。
- 3 事業所および学校等の代表者は，定期乗車券の購入等の手続を取りまとめて行うことができる。

**第12条** 削除

(定期乗車券の書換え等)

**第13条** 定期乗車券の使用者は，当該定期乗車券の記載事項に変更を生じたとき，またはこれを汚損し，もしくは損傷し，記載事項が不明となったときは，定期乗車券書換申込書により，当該定期乗車券の書換えを受けなければならない。

- 2 前項の書換えは，定期乗車券の種類および通用期間の変更については，行わない。
- 3 定期乗車券の記載乗車区間について変更を生じたときは，管理者が別に定める場合に限り，第1項の規定による書換えを行う。
- 4 前項の書換えにより書換え前の定期乗車券の券面金額と書換え後の定期乗車券の券面金額とに差額が生じた場合は，その差額を通用期間の日数で除して得た金額に，書換えの日の翌日以後の通用期間の日数を乗じて得た金額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数が，5円以上の場合には10円とし，5円未満の場合には切り捨てる。）を追徴または還付する。

**第14条** 削除

(乗車券の払戻し等)

**第15条** 定期乗車券の使用者から定期乗車券払戻申請書により乗車料金払戻しの請求があった場合における払戻し額は，次に定めるところによる。

- (1) 通用期間前のものは，券面金額
  - (2) 通用期間中のものにあつては，通用期間開始の日から払戻しの請求があつた日までの日1日につき2回（乗継定期乗車券，全線定期乗車券および昼間割引全線定期乗車券にあつては別に定める回数）の記載乗車区間の乗車をした場合の当該区間の電車または他の自動車の普通乗車料金に相当する額を券面金額から控除した額
- 2 電車が始発時から終発時までの間運行を休止した場合は，定期乗車券の使用者の申出により当該定期乗車券の記載乗車区間を乗車することができる運行休止日数分の乗車券を交付し，または当該定期乗車券の券面表示の乗車料金を日割により計算した運行休止日数に相当する金額を払い戻すものとする。ただし，企業局が提供した代替交通機関を利用した者およ

び運行休止に責任のある者を除く。

- 3 1日乗車券、市電1日乗車券、2日乗車券または市電24時間乗車券について、その通用期間の開始までに払戻しの請求があった場合は、券面表示の乗車料金を払い戻すものとする。
- 4 電車が1日乗車券または2日乗車券の通用期間に始発時から終発時までの間運行を休止した場合において、当該1日乗車券、市電1日乗車券または2日乗車券の払戻しの請求があった場合は、1日乗車券または市電1日乗車券にあっては券面表示の乗車料金を、2日乗車券にあっては運行休止日数に応じて券面表示の乗車料金を日割により計算した乗車料金を払い戻すものとする。

(料金の払戻し等の手数料)

**第15条の2** 条例第10条の規定に基づき、管理者が別に定める既納の定期乗車券の料金の払戻しおよび定期乗車券の書換えに係る手数料の額は、定期乗車券1枚につき500円とする。

(払戻し等取扱場所)

**第16条** 乗車券の再発行、書換え、引換えおよび払戻しの取扱場所は、管理者が別に定める。

(不正乗車券の割増料金)

**第17条** 条例第14条ただし書の規定に基づき、管理者が定める定期乗車券の使用者についての割増料金は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日数について、1日につき2回(乗継定期乗車券、全線定期乗車券および昼間割引全線定期乗車券にあっては別に定める回数)の記載乗車区間の乗車をした場合の当該区間の電車または他の自動車の普通乗車料金に相当する額およびその額と同額の割増料金を徴収する。この場合において、不正乗車しなかったことが明らかな日があるときは、その日数に応じ、相当する乗車回数を減ずることができる。

(1) 条例第13条第1号および第6号の規定に該当する場合は、1日

(2) 条例第13条第2号、第3号および第5号の規定に該当する場合は、通用期間開始の日から発見当日までの日数

(3) 条例第13条第4号の規定に該当する場合は、通用期間満了の日の翌日から発見当日までの日数

(乗車料金の重複割引適用禁止)

**第18条** 乗車料金について2以上の割引条件に該当する場合は、同一の乗車料金または乗車券について重複して乗車料金の割引を行わない。

(乗車券の共通使用)

**第19条** 乗継乗車券、全線定期乗車券、昼間割引全線定期乗車券、1日乗車券および2日乗車券は、他の自動車について、その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。

2 他の自動車について、その運送事業者が発行する乗継乗車券、全線定期乗車券、昼間割引全線定期乗車券、1日乗車券および2日乗車券は、電車の全線の乗車に使用することができる。

3 第1項および第2項に定めるもののほか、市が他の旅客運送事業者(以下「他の事業者」という。)と共同で行う旅客の連絡運輸に関する事業において、当該他の事業者が発行する施設の利用券等を電車の全線の乗車に使用することができる。

(利用券の発行等)

**第20条** 管理者は、利用者の利便のため利用券を発行することができる。

2 利用券の種類および様式は、管理者が別に定める。

3 利用券は、条例第3条の乗車料金、同第10条の手数料および同第14条の割増料金の支払いに供することができる。

- 4 利用券は、企業局交通部事業課および各委託販売所で販売する。
- 5 利用券は、管理者が特別の理由があると認めるとき以外は、払戻しを行わない。  
(整理券の交付等)

**第21条** 電車に乗車する者（以下「乗客」という。）は、乗車の際、車内で発行する整理券の交付を受けなければならない。ただし、条例第2条ただし書に規定する者および函館市軌道事業ICカード取扱規程（平成29年函館市企業局規程第3号）第3条第1項各号に掲げるICカードを用いて乗車する者は、この限りでない。

- 2 乗客は、降車の際、その所持する整理券を係員に引き渡し、またはその回収に応じなければならない。
- 3 乗客が、整理券を所持していないとき、または整理券を係員に引き渡さず、もしくはその回収に応じないときは、当該乗客は、当該電車の始発の停留場から乗車したものと見なす。ただし、係員が当該乗客の乗車した停留場を確認できるときは、この限りでない。  
(補則)

**第22条** 前各条に定めるもののほか、乗車料金等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和57年8月1日から施行する。  
(通学定期券の額の特例)
- 2 当分の間、乗降停留場間の普通乗車料金の額が、第2条第1項第1号エに掲げる額である場合における別表第1に定める通学定期乗車券の大人の1月券の額は、同号エの規定にかかわらず、当該普通乗車料金の額を同号ウに掲げる額として算出した額とする。

**附 則**（昭和59年7月24日交通局規程第7号）

この規程は、昭和59年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年9月22日交通局規程第10号）

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年4月13日交通局規程第6号抄）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年10月25日交通局規程第10号）

この規程は、昭和60年11月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年9月6日交通局規程第10号）

この規程は、昭和61年9月13日から施行する。ただし、第5条の改正規定（第1号に係る部分に限る。）、第10条の改正規定（第2号に係る部分に限る。）および別表第1の改正規定（月の初日以外の日からの乗車に係る定期乗車料金に係る部分に限る。）は、昭和61年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年12月1日交通局規程第13号抄）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年3月25日交通局規程第3号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年9月24日交通局規程第10号）

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

**附 則**（平成3年11月28日交通局規程第13号）

この規程は、平成3年12月1日から施行する。

**附 則**（平成4年3月24日交通局規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月16日交通局規程第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年9月24日交通局規程第11号）

- 1 この規程は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第1項第1号エに規定する普通乗車料金は、同号エの規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成5年9月30日までの間は、210円とする。
- 3 当分の間、改正後の規程別表第1に定めるカード回数券により乗車できる車両は、カード回数券が使用できる旨の表示のある車両に限るものとする。

附 則（平成5年3月24日交通局規程第2号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月2日交通局規程第6号）

この規程は、平成6年12月10日から施行する。

附 則（平成9年3月25日交通局規程第3号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月23日交通局規程第14号）

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日交通局規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日交通局規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日交通局規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日交通局規程第17号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日交通局規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日交通局規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日交通局規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日企業局規程第42号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月31日企業局規程第12号）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年6月13日企業局規程第18号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月18日企業局規程第11号）

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日企業局規程第2号）

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

附 則（平成30年2月28日企業局規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項および第3項の改正規定は、平成30年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第4項第2号に規定する定期乗車券（以下「定期乗車券」という。）については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の規程第2条第4項、第3条、第5条、第6条、第10条および第11条の規定の例により、発行することができる。

3 前項の規定により発行された定期乗車券については、施行日前においても、改正後の規程第15条および第15条の2の規定の例により、払い戻すことができる。

4 第2項の規定により発行された定期乗車券は、この規程の施行の日において第2条第4項の規定により発行された定期乗車券とみなす。

5 施行日前に他の自動車の運送事業者が発行した回数乗車券の施行日から平成32年3月31日までの間における取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年9月30日企業局規程第4号）

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に改正前の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は、改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

**附 則**（令和4年3月4日企業局規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月15日企業局規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



別表（第2条関係）

種別	区分	金額	備考	
普通定期乗車料金	2キロメートルまでの乗車1月につき	8,810円		
	4キロメートルまでの乗車1月につき	9,680円		
	7キロメートルまでの乗車1月につき	10,320円		
	7キロメートルを超える乗車1月につき	10,770円		
	2キロメートルまでの乗車3月につき	25,100円		
	4キロメートルまでの乗車3月につき	27,610円		
	7キロメートルまでの乗車3月につき	29,410円		
	7キロメートルを超える乗車3月につき	30,690円		
	2キロメートルまでの乗車6月につき	47,570円		
	4キロメートルまでの乗車6月につき	52,270円		
	7キロメートルまでの乗車6月につき	55,730円		
	7キロメートルを超える乗車6月につき	58,160円		
学生等割引定期乗車料金	大人	2キロメートルまでの乗車1月につき	6,300円	
		4キロメートルまでの乗車1月につき	6,900円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	7,330円	
		7キロメートルを超える乗車1月につき	7,640円	
		2キロメートルまでの乗車3月につき	17,960円	
		4キロメートルまでの乗車3月につき	19,670円	
		7キロメートルまでの乗車3月につき	20,890円	
		7キロメートルを超える乗車3月につき	21,770円	
		2キロメートルまでの乗車6月につき	34,020円	
		4キロメートルまでの乗車6月につき	37,260円	
		7キロメートルまでの乗車6月につき	39,580円	
		7キロメートルを超える乗車6月につき	41,260円	
	小児	2キロメートルまでの乗車1月につき	3,150円	
		4キロメートルまでの乗車1月につき	3,450円	
		7キロメートルまでの乗車1月につき	3,670円	
		7キロメートルを超える乗車1月につき	3,820円	
		2キロメートルまでの乗車3月につき	8,980円	

第14類 函館市電車乗車料金条例施行規程

		4キロメートルまでの乗車3月につき	9,840円	
		7キロメートルまでの乗車3月につき	10,460円	
		7キロメートルを超える乗車3月につき	10,890円	
		2キロメートルまでの乗車6月につき	17,010円	
		4キロメートルまでの乗車6月につき	18,630円	
		7キロメートルまでの乗車6月につき	19,820円	
		7キロメートルを超える乗車6月につき	20,630円	
1日乗車料金	大人	乗車1日につき	1,000円	
	小児	乗車1日につき	500円	
2日乗車料金	大人	乗車連続2日につき	1,700円	
	小児	乗車連続2日につき	850円	